

議員提出議案第4号

三田市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成23年2月22日提出

三田市議会議員	檜	田	充
同	坂	本	三郎
同	松	岡	信生
同	厚	地	弘行
同	今	北	義明
同	岡	田	秀雄
同	前	中	敏弘

三田市条例第 号

三田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

三田市議会議員定数条例（昭和34年三田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「22人」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（三田市議会委員会条例の一部改正）

- 3 三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「生活文教常任委員会 8人」を「生活文教常任委員会 7人」に、「都市環境常任委員会 8人」を「都市環境常任委員会 7人」に改める。